

国家戦略特別区域の提案について

杉並区は、東京オリンピック・パラリンピックを契機に外国人を含む観光客の誘致を図るため、国へ「国家戦略特区における新たな措置に係る提案」を提出し、規制緩和と特別区域の指定を要望する。

1 提案名

杉並区千客万来プロジェクト

2 提案内容

下記3つの事業をもとに、地域の商店街やNPO団体等と連携し、外国人旅行者を含めた観光客を誘致する。

①外国人安心居住環境整備プロジェクト【旅館業法の適用除外】

一定の要件を条件に旅館業法の規定を適用しないことで、マンション・アパート等の賃貸住宅を外国人旅行者向けの中長期（7～10日以上）宿泊施設とすることを可能とする。

②魅力ある地域の観光資源活用プロジェクト【旅行業法の規制緩和】

旅行業法で定める「旅行業者」以外のNPO団体や宿泊提供事業者などが、地域独自の資源（史跡、名所、植物、公園、ものづくり、アニメなど）を活かしたいいわゆる「着地型旅行*」の企画・募集を可能とする。

*「着地型旅行」＝旅行者を受け入れる地域（着地）側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者に提供する旅行形態。

③杉並シャンゼリゼプロジェクト【道路占用基準の緩和】

一定の要件を条件に道路法の規定を緩和することで、道路上に広告塔や看板、ベンチ等を設置し、また、オープンカフェや購買施設の営業、無料巡回バスのバス停、レンタサイクル駐車器具の設置などを可能とする。

3 今後の予定

東京都に提案書を提出し、東京圏区域会議等で区域指定を要望する。

【報道機関問い合わせ先】

- 国家戦略特区全般に関すること 企画課 電話03（3312）2111（代表）
- 提案内容に関すること 産業振興センター 電話03（5347）9184（直通）